

食品寄附等に関するDX分科会 第4回

食品寄附におけるデータ標準化ガイドライン（案） 概要

2025年3月17日

1. 本ガイドラインの対象業務と活用の前提

本ガイドラインでは、食品寄附者から中間支援組織を介して直接支援組織に食品を流通させる際に授受されるデータについて、食品寄附関係者からのご意見をもとに仕様化しており、特に企業・団体による寄附を想定している。

本ガイドラインは、円滑な食品データの授受に資するものとして作成しているため、積極的な活用が望まれる。

本ガイドラインの対象業務

食品寄附者から中間支援組織に食品の寄附を行う際の情報のやり取りおよび、中間支援組織から直接支援組織へ食品提供を行う際の情報のやり取りを対象としてデータ項目等の仕様を策定した。

No.	分類	関係する事業者	概要
1	食品寄附	食品寄附者 中間支援組織	食品寄附者から中間支援組織に寄附食品の受入を依頼する。依頼にあたり、寄附する食品の情報や賞味期限、受入方法等を連携する。
2	食品提供	中間支援組織 直接支援組織	中間支援組織から直接支援組織へ提供可能な食品のうち、提供を希望する食品やその量、受け取り方法等を連携し、食品の授受を行う。

本ガイドラインの活用の前提

- 本ガイドラインでは食品寄附に関するデータのやり取りを行う者を対象にしているが、企業による大口の食品寄付が行われるケースをモデルケースとしてデータ項目を作成しているため、関係者によっては実際の運用と乖離があることも想定され得る。
- 小口の寄附のケースでは必ずしも全ての業務やデータ項目等が適用されないケースもあることが想定される。
- その場合はデータ項目における定義は共通化していただいた上で、推奨のデータ項目は採用いただきつつ、任意とするデータ項目においては寄附者とフードバンク間の取り決め・合意内容に沿った運用をしていただくなど柔軟に運用していただきたい。

2. データ項目の標準化について | 1/4

食品寄附関係者間で授受を行うデータ項目について、データ項目名およびその定義、形式、推奨/任意の別を取り決め、各関係者で共通の定義を以てデータを流通させることができるよう、以下のように仕様案を定めている。

項番	項目名称	データ形式	推奨/ 任意	項目説明
共通項目				
1	寄附食品保管場所	半角・全角文字列	推奨	食品寄附者側での寄附予定食品の現在の保管住所を記載
2	寄附理由	複数選択式	任意	寄附を実施したい理由を以下から選択 (賞味期限・販売期限間近、防災品入替、過剰在庫、返品商品、外装不良、サンプル残・イベント残、その他)
3	寄附食品の配付先	択一式 (生活要支援者に限る、その他)	任意	寄附先の条件・制約があるか
4	寄附予定日 (開始)	半角数字、日付型 (YYYY/MM/DD)	推奨	・食品寄附者による食品の寄附が可能となる日 (開始日) ・食品寄附者が食品の寄附を完了させたい日 (終了日) (※寄附開始予定日から寄附終了予定日までの期間は、フードバンク側の倉庫状況等の調整のため、余裕をもった期間を設定することが望ましい。)
5	寄附予定日 (終了)	半角数字、日付型 (YYYY/MM/DD)	推奨	

2. データ項目の標準化について | 2/ 4

項番	項目名称	データ形式	推奨/ 任意	項目説明
寄附食品情報				
6	商品分類コード	択一式	推奨	当該商品の分類を識別するためのコード
7	商品名	全角・半角自由記述	推奨	当該商品の名称 注：JANコードの利用が可能な場合はバーコードリーダーを使用して商品に貼付されているJANコードを読み取り、JANコード統合商品情報データベースから商品名を照会し入力。またはシステム内で連携して自動入力。 JANコードの利用が難しい場合は、商品に記載されているメーカー既定の商品名を入力する。 生鮮食品などの商品名が定められていない食品の場合は、名称（りんご、キュウリ等）を入力。 複数の商品が詰め合わせとして梱包されている場合、または袋に入れられている場合は、代表的な商品名のための入力でよい。
8	JANコード	半角数字13桁または8桁	任意	JIS-X0507で規定される商品用の流通コード（GTIN-13、GTIN-8） コードが明記されている場合に入力
9	集合包装用商品コード	半角数字14桁	任意	企業間の取引単位である集合包装に対し設定される商品識別コード（GTIN-14） コードが明記されている場合に入力
10	アレルギー情報	複数選択式	推奨	アレルゲンの「特定原材料等」として指定されている28品目を含む食品であるか
11	調理の可否	択一式（要調理・調理不要）	任意	当該の食品を食べる際に調理が必要か否かを選択 例）カップ面等食べる際にお湯が必要な食品や、アルファ米など食べる際に水が必要な食品など

2. データ項目の標準化について | 3 / 4

項番	項目名称	データ形式	推奨/ 任意	項目説明
寄附食品情報				
12	管理温度帯	択一式（常温・冷蔵・冷凍）	推奨	寄附予定食品の管理温度帯
13	賞味期限または消費期限	半角数字、日付型 (YYYY/MM/DD)	推奨	当該食品の賞味期限または消費期限
14	商品画像	半角英数字、文字列	任意	当該商品の画像貼り付け、または画像を貼り付けられない場合は当該商品画像掲載のURL
15	ウェブサイトURL	半角英数字	任意	商品を紹介するウェブページ
16	荷姿	択一式（箱またはケース・、単品）	推奨	食品が提供される際に、箱またはケースの単位で提供されるか、単品で提供されるかを選択
17	総数	数値、半角数字	推奨	提供食品の総数、箱またはケース単位で寄付される食品については箱またはケースの総数
18	箱・ケース当たりの個数	数値、半角数字	任意	箱またはケース単位で寄付された食品について、1箱または1ケースあたりの当該商品の個数
19	箱・ケースあたりの重量	数値、半角数字	任意	箱またはケース単位で寄付された食品について、1箱または1ケースあたりの重量
20	箱・ケース外寸	文字列、半角英数字	任意	箱またはケースの外寸（長さ（W）・奥行（D）・高さ（H）/cm単位）
21	提供形態	択一式（パレット積載、その他）	推奨	提供時に、パレットに積載した状態で受け渡しをするか、その他の方法を取るか

2. データ項目の標準化について | 4 / 4

項番	項目名称	データ形式	推奨/ 任意	項目説明
22	個包装単位での日本語表示有 無	択一式（有、無）	任意	個包装された食品について、日本語表示の記載の有無 例）大袋等の中の個包装1つ1つにおける賞味期限等の表示の有無、輸入品 の個包装単位での日本語の表示有無
23	製造者	全角・半角自由記述	任意	当該商品の製造事業者名
24	加工者	全角・半角自由記述	任意	当該商品の加工事業者名
25	輸入者	全角・半角自由記述	任意	当該商品の輸入事業者名
26	販売者	全角・半角自由記述	任意	当該商品の販売事業者名

3. 商品分類コードの標準化について

食品業界で利用されているJICFS分類コード等の既存の分類体系では、フードバンクで取り扱わない項目が多く粒度も細かいことを踏まえて、各地のフードバンクで独自に利用されているコード体系を参考に、本ガイドラインでは食品寄附向けの商品分類コードを新たに設定した。

商品分類設定の考え方

- フードバンクやフードパントリー等が食品を取り扱う際の分類については、一般的な食品分類と比べ、食品寄附の実情に合わせた運用がなされている。
- 例えば、家庭への寄附食品の分配に際し、各家庭のフライパンや電子レンジ、電気ガスの利用状況等を踏まえて、食べられない食品が混じることの無いように、「缶詰・びん」「レトルト食品」「インスタント食品」等、食べ方に応じた分類が設定されているケースが多い。また、貯蔵可能な食品を中心に提供が必要があることから、生鮮食品以外の食品について比較的細分化した分類が設定されている。
- このような既存のフードバンクの食品分類コードを参考に、以下の通り食品寄附に係る標準食品分類コードの設定を行った。
- 既に使用されている商品分類がある場合にはそのままご使用いただくことが想定されるが、複数のフードバンク間等にやり取りされる際には以下の商品分類コードへの紐づけを行った上でのデータ授受を推奨したい。

商品分類コード表（案）

No.	食品分類	定義	食品例
01	米	精米のほかに、アルファ米や、パックご飯等調理して利用できる米も含む	精米、アルファ米、パックご飯等
02	その他主食	米を除く主食	パン、餅、シリアル、麺等
03	生鮮食品	生鮮であることが求められる食品	肉・魚・卵・野菜・果物等
04	缶詰・びん	空けてそのまま食べられる食品。調味料は含まない。	魚介缶詰、佃煮瓶、フルーツ缶、ジャム等
05	レトルト食品	加熱・湯煎して食べられる食品	レトルトカレー、レトルトシチュー、どんぶりの具、パスタソース等
06	インスタント食品	水・湯利用で食べられる食品	インスタント麺、フリーズドライ、春雨・寒天、インスタントみそ汁等
07	冷凍食品	製造または加工した食品を凍結させ、容器包装に入れたもの	冷凍食品
08	乾物	野菜や海藻類、魚介類などの食材を乾燥させて水分を抜き、常温で数ヶ月以上保存できるようにした食品	焼き・味付け海苔、ふりかけ等
09	粉類	穀類や豆類を粉にして調理した物	小麦粉、パン粉、お好み焼き粉等
10	調味料	食品への味付けを目的としたもの	塩、砂糖、ソース等
11	菓子類	食事のほかに食べる嗜好品	チョコレート、グミ、スナック菓子等
12	飲料	飲用を目的とするもの	缶・ペットボトル・パック等の飲料 飲料用の粉末等
13	その他食品	上記以外の食品	上記以外の食品
14	食品以外の商品	食品以外の商品	日用品等

4. 第3回DX分科会後に頂いたご意見（1 / 2）

データ標準化ガイドライン（案）に関する意見照会期間（2/19～2/26）中に頂いたご意見は以下のとおりであり、ご意見を踏まえて以下「対応」記載のとおり修正。

対象頁 (本文頁)	ご意見	対応
4～5	「表1－1用語の定義」は、「食品寄附ガイドライン」の定義に合わせる。	「食品寄附ガイドライン～食品寄附の信頼性向上に向けて～（第一版）」（令和6年12月25日）に合わせて修正しました。
7	表2－1 分類「食品提供」の概要について、「直接支援組織が中間支援組織等に提供可能な食品の在庫等を問い合わせ、その一覧を取得する。取得した提供可能な食品の一覧から、提供を希望する食品やその量、受け取り方法等を連携し、食品の授受を行う」 →中間支援組織から直接支援組織への食品提供の方法は様々なケースがあり、このように特定した書き方をする必要はないと思う。かわりに、「中間支援組織から直接支援組織へ提供可能な食品から、提供を希望する食品やその量、受け取り方法等を連携し、食品の授受を行う」くらいの表現が望ましい。	「中間支援組織から直接支援組織へ提供可能な食品のうち、提供を希望する食品やその量、受け取り方法等を連携し、食品の授受を行う」に修正しました。
7	項番11「加熱の要否」←要件等？ 例えば、カップ麺は要加熱？（お湯が必要なので）アルファ米は水でもOKなので、加熱不要？ 曖昧なものもあるので、「調理の要否」の方が分かりやすい	11番は「調理の要否」に修正しました。
7	商品分類コード「肉でも野菜でも同じ生鮮食品」、「保存水でも牛乳でも同じ飲料」という、栄養的要素の考慮がゼロなのが気になります。	今回作成した商品分類コードについては、フードバンクの実情等を調査したうえで、賞味期限などを考慮して作成したものであるため、特段栄養素は考慮していない分類としております。

4. 第3回DX分科会後に頂いたご意見（2 / 2）

データ標準化ガイドライン（案）に関する意見照会期間（2/19～2/26）中に頂いたご意見は以下のとおりであり、ご意見を踏まえて修正。

対象頁 （本文頁）	ご意見	対応
8	項番16の「単体」は、「単品」or「バラ」の方が分かりやすい。バラの1点あたりの内容量を聞く方がよい。	16番は「単品」に修正しました。
共通フォーマット	アレルギー情報のセルは、リストから選択できるようになっているが、プルダウンリストから1項目しか選択できないようになっている。食品に含まれるアレルゲンは1つではないので、複数選択できた方がよいと思う。	該当するアレルギー項目は全て選択できるような形式にフォーマットを修正しました。
共通フォーマット	＜以下、追加したらいいと思う項目＞ ＊ 個包装単位での日本語表示有無 実際販売しているままの物が寄贈されてくる場合（であれば表示類は当然問題なし）と、例えば「商品の中身だけ」みたいな無地袋商品だったり、 輸入してそのままラベル添付前の商品だったりすることもあります。 後者だと、情報を別途もらう必要があるので、この点は最初の段階で確認が必要になってくると思います。 過去、いざ届いてみたら何も表示無しというパターンがありました。	「個包装単位での日本語表示有無」について、項目として追加いたしました。